

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

我が国においては、国民全体の生活水準の向上や社会保障制度の充実、医療の進歩などにより、世界でも有数の長寿国となっています。その一方で、近年では少子高齢化の進展、偏った食生活や運動不足などによる生活習慣病の健康リスク増大をはじめ、生活不活発などによるフレイル状態、要介護者の増加などが進んでいます。今後もさらに高齢化が進展し、医療や介護にかかる負担は年々増加していくことが見込まれます。

国においては、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、平成12年3月に「健康日本21」を策定しました。その後、平成24年には「健康日本21（第二次）」として見直しが行われ、基本的な方向として「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」などを盛り込み、国民の健康増進を総合的に推進してきました。食育の分野においては平成17年に「食育基本法」が制定されています。令和3年度には「第4次食育推進基本計画」が策定され、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）」と「持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）」を基本的な方針として掲げ、様々なかたちで食育を推進しています。

山梨県においては、国の計画を受け、平成25年度に「健やか山梨21（第2次）」を、令和3年度に「第4次山梨食育推進計画」を策定し、県民の健康増進・食育の推進を図ってきました。なお、「健やか山梨21（第2次）」は、令和5年度に計画期間が終了するため、令和6年度から12年間を期間とする「健やか山梨21（第3次）」の策定が進められています。

本市においても、国・県の上位計画を受け、平成25年に「甲斐市第2次健康増進計画」を策定、食育の分野においても、平成24年に「甲斐市食育推進計画」を策定し、市民の健康づくりに向けた取り組みを進めてきました。その後、国・県の上位計画の見直しを反映させるため、平成29年に「甲斐市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画」として一体的に策定し、健康増進・食育に関する施策に取り組んできました。

今回、「甲斐市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画」の計画期間が終了することを受け、これまで推進してきた取り組みを見直すとともに、施策の進捗状況などを分析・評価し、より効果的に施策を推進するため、「甲斐市第4次健康増進計画・第3次食育推進計画」を策定します。

第3節 計画の期間

計画期間：令和6年度から令和12年度まで（7年間）

計画の期間は、令和6年度を初年度として令和12年度までの7年間とし、計画最終年度に評価と見直しを行います。

健康増進に係る施策の上位計画である国の「健康日本21（第三次）」及び山梨県の「健やか山梨21（第3次）」は、令和6年度から令和17年度までの12か年計画であり、実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう令和11年から12年にかけて中間評価の実施と公表が予定されています。

また、食育推進のための国の「第3次食育推進基本計画」、県の「第4次やまなし食育推進計画」は、令和3年度から令和7年度を計画期間としており、これまでに準じた間隔で策定されると想定した場合の次期計画期間は、令和8年度から令和12年度までと考えられます。

したがって、本計画の最終的な評価を、国・県の中間評価結果の公表時期や、次期計画の策定期間と合わせ令和12年度に実施することで、共通課題の認識を深め、次なる計画の策定に向けて基本的施策の方向性を統一させる効果が期待できます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
第4次健康増進計画 第3次食育推進計画							第5次健康増進計画 第4次食育推進計画				
（国の健康増進計画）健康日本21（第三次）											
（県の健康増進計画）健やかやまなし21（第3次）											
（国の食育計画） 第3次食育推進 基本計画		（国の食育計画）（※） 第4次食育推進基本計画					未定				
（県の食育計画） 第4次やまなし 食育推進計画		（県の食育計画）（※） 第5次やまなし食育推進計画					未定				

（※）食育に係る国・県の次期計画は策定前のため期間は未定です。

第4節 計画におけるSDGsの視点の導入

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goals の略であり、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰一人取り残さない持続可能な世界の実現を目標としており、17のゴール（あるべき姿）と169のターゲット（具体化された目標）で構成されています。

本計画の趣旨である市民の健康づくりは、SDGsの理念や価値観と親和性が高い、生涯にわたる持続的な取り組みとなるため、SDGsの17のゴールと関連する基本目標に対し、連動性、結び付きをアイコンによって示します。



【本計画と関連のあるSDGsのゴール】

ゴール	ターゲット（抜粋）
 2 飢餓をゼロに	2.2: 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
 3 すべての人に健康と福祉を	3.4: 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 3.5: 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
 4 質の高い教育をみんなに	4.2: 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
 14 海の豊かさを守ろう	14.1: 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
 16 平和と公正をすべての人に	16.2: 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 16.7: あらゆるレベルにおいて、対应的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。